

◇介護福祉士試験の実務者研修に係る代替職員の確保事業 事例

(前提) 県補助金(6ヶ月) 1,250,000円

(補助先) 月額210,000円で雇用

例①通常パターン

人件費1,260,000円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	21	20	22	22	19	125	B/A
研修日数(B)	6	5	5	4	4	9	33	26.4%

※代替職員の休日(有給、無給問わない。)に行われた研修も、対象とする。

- 補助金支払額1,250,000円

例②途中退職のため、別人を雇用した場合

6月30日退職、8月1日再雇用 人件費1,050,000円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	21	20		22	19	103	B/A
研修日数(B)	6	5	5	4	4	9	33	32.0%
雇用期間中の研修日数(C)	6	5	5		4	9	29	28.2%

※7月を除く総勤務日数103日に対し、雇用期間中の研修29日で計算

- 補助金支払額：5ヶ月以上6ヶ月未満の区分で1,041,000円

例③途中退職のため、別人を雇用した場合

6月15日退職、8月17日再雇用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	19	10		10	22	82	C/A
研修日数(B)	6	5	5	4	4	9	33	
雇用期間中の研修日数(C)	6	5	3		1	9	24	29.3%

※雇用期間：2ヶ月と15日+1ヶ月と14日=3ヶ月と29日

- 補助金支払額：3ヶ月以上4ヶ月未満の区分で625,000円が上限

例④雇用が遅れた場合

7月から雇用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)				18	10	22	50	B/A
研修日数(B)		6	5	5	4	4	9	66.0%
雇用期間中の研修日数(C)				4	4	9	17	34.0%

※7月から9月分が補助金の対象

- 補助金支払額：3ヶ月以上4ヶ月未満の区分で625,000円が上限

例⑤雇用が継続できなかった場合

6月15日に退職、公募するも新規雇用できなかった

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	19	10				50	C/A
研修日数(B)	6	5	5	4	4	9	33	
雇用期間中の研修日数(C)	6	5	3				14	28.0%

※4月から6月15日までの分が補助金の対象

- 補助金支払額：2ヶ月以上3ヶ月未満の区分で416,000円が上限

例⑥研修日数が足りない場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	
勤務日数(A)	21	21	20	22	22	19	125	B/A
研修日数(B)	6	1	5	2	2	9	25	20.0%
月ごとの研修率	28.6%	4.8%	25.0%	9.1%	9.1%	47.4%	20.0%	

- 月ごとでは条件を満たしていても、全体が満たしていなければ補助金の対象外